

収入あん分による算定の方法

社会保険医療に係る収入および経費を、医療保健業のその他に係る収入および経費と明確に区分していない場合に、収入あん分(以下に記載の方法)により、事業税の課税標準額となる所得を算定します。

医療保健業のみを行っている場合

収入金額の全体図

全収入		
医療保健業に係る収入		
社会保険医療分の収入	その他の収入	医療保健業の総収入金額 から除外する収入

医療保健業の総収入金額(注1)

事業税の課税標準額 =

総所得金額等
(注2)

− 総所得金額等
(注3)

×

社会保険分の収入金額

医療保健業の総収入金額(注1)

医療保健業とその他の事業をあわせて行っている場合(※)

(※) 医療保健業とその他の事業を併せて行っている場合には、原則として区分経理の方法によります。原価を両事業に区分することが不可能である等の理由により区分困難なものについてのみ以下の方法で算定してください。

収入金額の全体図

全収入			
医療保健業に係る収入			その他の事業に係る収入(注4)
社会保険医療分の収入	その他の収入	医療保健業の総収入金額 から除外する収入	

医療保健業の総収入金額(注1)

事業税の課税標準額 =

総所得金額等
(注2)

− 医療保健業の所得金額等

×

社会保険医療分の収入金額

医療保健業の総収入金額(注1)

医療保健業の所得金額等

医療保健業に係る収入金額

総所得金額等
(注3)

×

医療保健業に係る収入金額

+

その他の事業に係る収入金額

- (注1) 医療保健業の収入金額から除外する金額(具体的な例は下部の「主な収入金額の取扱い一覧」を参照してください。)を除いた金額
- (注2) 法人事業税の「所得金額に関する計算書」(6号様式別表5)の「再仮計⑩」欄に記載すべき総所得金額または欠損金額
- (注3) 基本的に(注2)の総所得金額と同額だが、総所得金額等の計算上、土地の譲渡による損益・売却による損益がある場合には、これに係る所得として計算した金額を除いた金額
- (注4) 社会通念上独立した事業部門と認められない程度の軽微なもので、医療保健業の付帯事業として行われていると認められるものは、医療保健業の収入金額に含めて差し支えない。